

第六回 参議院大蔵委員会會議録第七号

(七六)

昭和二十四年十一月二十一日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○国の所有に属する物品の売却代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案(衆議院提出)

○新炭精給調節特別會計における債務の支拂財源に充てるための一般會計からする繰入金に關する法律案(内閣送付)

○外国為替特別會計法案(内閣送付)

○公聴會開會に關する件

午後二時四十分開會

○委員長(櫻内辰雄君) これより委員會を開會いたします。本日の議案は最初に国の所有に属する物品の売却代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案の質疑を続けたと思います。

○波多野君 ちよつと質問します。第二頁の「第三條第二項を次のように改める」というそのまゝのところなんですが「特に担保を提供させることが必要でない」と認めるとき、又は利息を附することが適當でない」と認めるとき、これは具体的にどのような場合なんですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 御説明いたします。現在まで実はこの法律が前回の國會に通過したのでございますが、それまでにアルコールの専売特別會計におきましては、たしか二つばかりの特殊の酒精会社にこれを卸しておりました。その場合には利息を免除し

てやつておりました。それを前提にして卸売価格も決めておつたようでありまして。そういうような實際の問題にぶつかりました。それから貿易特別會計が非常に多いのでございますが、まあ例えば油なんかをカンカンで以て運んで参りまして、直ぐにこのタンクに詰めます。こういうような場合に法律上の引渡がいつ行われておるかというところは實際問題として非常にむずかしいのですが、タンクに入りますと民間の業者に渡ります。それはいつでも向うに売渡せる実情になるのでありますけれども、その数量の確定というようになことを大体その請求書を出して、それに対して政府が又納入告知書を出すというふうな手続には相當の時間がかかるわけなんです。それでまあ納入告知書を出す外はまあ理論的には引渡が終つておるけれども、利益をとることが無理じゃないかという、そういう場合を考へて入れたのです。

○波多野君 今言われたような場合に例えば油がタンカーからタンクに入つたとするとどこに、民間側が持つて行くか政府が引継いだのか分らないという場合に、災害でも起きたらどうなるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは実は貿易公団、貿易庁等が民間とどういふ契約を結んでおりますか、その具体的な、個々の契約によつて処理せらるべきものでございますので、今ちよつと確かなことはここで申し上げかねるのではありませんが、恐らくその場合におい

ては民間のタンクに渡つたという時からリスクは当然民間の方で負うべきものと私は考へております。これは尤も個々の契約書に當つて確めないと、確かなことは申し上げられません。

○波多野君 そういう今のような場合の契約上の慣行というものは多分あると思うのです。慣行がそうだとすると、その慣行を尊重しながら国の代金の取立の方法というものは、それに合せて決めておけばいいのではないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) おつしやる通りでございます。それから又會計規則でいわれる引渡と申しますのを從來から非常に機械的に考へる結果、引渡と申しましても社会通念からいいますと、相當日数をかけて本當に完了するといふふうな考へ方もございまして、物理的に移りました時に引渡しが終るのだというふうな考へ方もございまして、個々の場合に異なりますと相當判断に困難の場合が生じております。

併し會計規則の從來の考へ方というものは、非常に機械的に物が渡つた時には一応引渡すのだ、こういうふうな考へて処理しておりますものから、却つてこういう救済をし得るような彈力的な規定がありませんと、實際の只今おつしやりましたような取引の慣行上に即することが困難な場合が多いのでございます。そういう意味で入れたわけでありまして。

○波多野君 そうするとこの規定は商取引慣行の方に歩み寄つたという規定なのですね。

○政府委員(佐藤一郎君) さようでございます。

○波多野君 それをはつきりしておけばいいけれども、この規定を逆の方向に利用して利子を取らないでおくといふようなことがあると困るのでございね。そうじゃないように運用上は十分注意して頂かなければならぬと思ひます。

○小川友三君 今の法案の国の所有に属するものの資料を要求してございまして、この公団の問題、七公団で数百億あると思ひます。その物品に対する評価方法の資料を出して貰いたいと思ひますが、資料をお出し賜つたでしょうか。

○政府委員(佐藤一郎君) 出してあります。

○小川友三君 七つ程の公団になりましたが、その資産の御発表を願ひましたが、引受けたという引受け放しで後が不渡では困りますから……。

○政府委員(佐藤一郎君) 非常に簡単なものでもございまして、一応確か、六月末現在の各公団の総資産表は現在作るのは非常に困難だそうでありまして、確かストックの調べをお手許に差上げてございまして。

を只今提出されたところの法案によりまして、而も売るのに無利息無担保、こういうような状態で売つてしまわれまして、非常に國民に被害があるかと、これに對しましては政府におかれましては、とにかく物を売るのに担保なしで無利息なんという、極めて人の物を只呉れるような方針でなく、今まで通り相當高く売却を賜つて、又担保を取る、或いは保証人も立てるという方法であり願ひたいと考へるのであります。政府側のお考へを承わりたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) 只今お話のございましたように原則といたしましてはこういう特別の取扱をいたさないつもりでございます。ただ先程のように商慣習その他止むを得ない場合を考へております。

○小川友三君 政府側ではそうしたことはひつかりがないように、真面目にこれを拂下げて行く御方針という御答弁でございまして、この中で何パーセントぐらいがまあ無担保無利息で売りになりますか、何パーセントぐらいになりますか、大体の御見當をお教へ願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) 確かそこにお手許にストックと一緒に出ておつたかと思ひますが、從來は公団につきましては實際問題といたしまして相當の売却金もございまして、それで只今のお話のような虞れがございまして、一方に御承知のように公団は非常に金融が詰つております。予算等にお

きまして十分これを全体としても締め
ておきまして、資金繰りが困難でござ
います。一方売掛金が増えるようなこ
とがあつてはいけませんので、最近政
府といたしましては安定本部が中心と
なりましてこの売掛金の整理をいたし
ますと共に、今後は絶対にそういうこ
との多くならないように今方針を立て
ておるようなわけでございます。それ
で直接にこの法律の例外的な取扱のた
めにどの程度になるかということにつ
きましては、現在ちよつと数字といた
しましては予想がいたしかねる次第で
あります。

○小川友三君 大体OKのところを大
掴みに、この中の一〇パーセントがそ
うなるとか大体御見当がつくと思いま
すが、この点についてどなたか御答弁
なさつて頂く方がおありと思いま
すが、この法案を作るに当りましての重
要な資料になりますので、どのくらい
が今度できる法律によつて処分して行
くかということが、特に公団の財産を
拂下にする問題につきまして本法案は
極めて重要な問題であります。或い
は半分の額になるとか大体の御
見当をお願い申し上げたいのですが。

○政府委員(佐藤一郎君) 小川さんの
お尋ねになりますのは利息を附さな
い、又は担保を免除する場合は全体の
何パーセントぐらいになる見込か、こ
ういう御質問でございますね。

○小川友三君 そうです。

○政府委員(佐藤一郎君) これはでき
るだけ我々としては必要のない限
り限り押えて行くつもりでございます
ので、実際問題として現在何パーセ
ントかということとはちよつと出かねるよ
うな次第でございます。

○小川友三君 本案につきましては実
は政府委員に大いに聴きまして大体信
用ができそうなんでございますので、
(笑聲) 本案につきましては質疑をこ
れで打切るといふ動議を提出いたしま
す。

○委員(櫻内辰郎君) 小川君の御発
議に対して御異議はございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

として御承認を願うことに御異議ござ
いせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内辰郎君) 御異議ないと
認めます。それから委員長が議院に提
出する報告書に多数意見者の御署名を
願います。

多数意見者署名
伊藤 保平 渡多野 鼎
油井賢太郎 木内 四郎
西川甚五郎 高橋龍太郎
小川 友三 九鬼紋十郎
小宮山常吉 米倉 龍也
黒田 英雄

○委員(櫻内辰郎君) 次は政府契約
の支拂遅延防止等に関する法律案の御
審議をお願いいたします。

○波多野鼎君 この法律案について
は、前日に提案者の御説明を聴いた
し、同時に又こちらの法制局長が或る
意見を述べられたのですが、この法制
局長が述べられた意見について考えま
すと、私の考えとしては原案の方が向
いような気がするものであります。と
申しますのは、米の買入代金とか或い
は薪炭の買入代金とか、そういうもの
の支拂を遅延させている現状があるの
であります。これを放任して置くこ
とは非常に大きな社会問題とも現にな
つておると思うので、こういうものを
この法律案の中に含めて遅延させない
ようにするという措置を講ずること
が、我々国民代表としては当然のやり
方であつて、こういう米の納入代金の遅
延を、見て見ぬ振りをしていっているとい
うことについては甚だ賛成しかねるの
であります。そこでどういたします
か。法制局長にもう少しお尋ねしてお

きたいのは、どう理由でこの供米
の代金、或いは健康保険の診療費とい
うものは遅れなければならないかとい
う点をも少しお伺いして、向考えて見
たいと思うのですが、その理由をもう
少しはつきり出して頂きたいと思いま
す。

○法制局長(奥野健一君) 実はこれは
USSの方の御意見をお伝えしたので
あります。USSの意見ではないのであ
りますが、USSの意見はいたしまし
ては、結局大体この法案というものは
予算的な措置が裏付けられていないの
であつて、そして現在日本の財政状
態は十分確立されていない。その際
に例えば健康保険の診療報酬の遅延とい
うものもこの中へ含むということにな
れば、それだけでも一億円ぐらいの費
用が要る。その他これを広くするとい
うことになる、日本の財政状態が未
だ確立していない際においては非常に
困ることになりはしないか。そして
USSの元案考えておつたことは、こ
の條文の第二條といわゆるアドミニ
ストラティブ・アカウンティングとい
いますが、行政上の会計といふすか、
そういうものをだけ考えておつたの
で、そういう米の納入代金であるとか、
或いは健康保険の診療報酬の支拂
の遅延をするということは全然考えて
なかつた。尚その際この二條から当然
そういうものも含むというふうに解釈
できるかどうかということに私に聴か
れたのであります。それは重大問題
であるから即答はできないということ
を言つて参つたのであります。結局
そういう意味で日本の財政状態の確立
していない際、これを含んで出すと
いうことは非常に困りはしないかとい

うところから言われたように考えてお
ります。

○波多野鼎君 そこで今の理由は余り
我々納得できない理由なんで、国が買
入れる品物の代金なんというものは全
部予算の面に現われておるので、予算
的措置が講じられていないというのは
これはおかしいのであります。そう
いう点について政府側ではどんなふう
に考えておられますか。

○政府委員(佐藤一郎君) 私共とし
ては、勿論支拂遅延の問題につきま
しては、そのために国民の各方面に迷
惑をかけております以上は、当然それ
についての責任を負ふべきであり、又
そういう面を考へるべきだといふ考
えを持っております。ただ実はこれは一
種のいきさつを、速記を止めて頂いて
お話ししたいと思います。……

○委員(櫻内辰郎君) 速記を止めて
下さい。
〔速記中止〕

○委員(櫻内辰郎君) 速記を始めて
下さい。

○小川友三君 医者は玄關、禁者は衣
裳といひまして、見かけは非常に立派
だけれども内容は非常に苦しいので
す。幸いこの委員会にはお医者さん
いらつしやいませが、私はお医者さ
んの氣持をよく知つておりますから申
上げますが、健康保険の患者が殆んど
全部です。そこへ特殊事業税はどん
と来るといふわけで、医者はチンドン
屋を使つて大安売りはできませんし、
健康保険料はなか／＼入らんとするわ
けで、健康保険料の滞納に対しては国
家が当然利息は拂わなければならん
といふことは当然であります。政府
は健康保険の方はどうも困るような氣

配を示されましたが、それは市民大衆を直接苦しめる原因になるのでありまして、この点につきまして、無論滞納した場合は、衆議院を通過したこの案通りどん／＼利息を政府は拂つて行く、そこで差額は僅か五億四程度あれば間に合いますから、その五億四、それについて波多野先生からお聴きになりましたように、政府は大体故意に健康保険は貧乏人の病人が行つておるのだから貧乏人はこの際少し冷遇してやれというので、それを診ておる医者は外でもうかつておるのだらうから、それでかぶして置け、それで特殊事業税をかけて、今度は何十億という税金を外にお医者さんから取つておるというふうな実態でありまして、医者から事業税を取らなければ構わないとおつしやいますけれども、事業税を取つておるといふ事態に入つたわけですから、当然医者もしようがないから借金をして税金を拂つておる、或いは借金をしても生活をして行くというふうな状態に入りまして、現在医者は二十五万人おられますけれども、十万人が失業しておる、失業です。医学博士になつたけれども病人は僅か月に一人というふうな状態で非常に苦しんでおりますから、その点この健康保険の料金の滞納に対しては、政府はどん／＼利息を拂つて貰いたい。

それからもう一つは食糧問題に対して利息は拂わないのだ、そういうべらぼうなことをやつておりますが、農民の八〇％近くが農業協同組合から大体四万円程度の借金をしております。八〇％の農民大衆は今借金のがんじ堀めになつておる状態です。というのは政府が拂わないし食つては行かなくちや

ならない、娘は嫁にやらなければならぬ、伴は学校にやらなければならぬというふうなことで、大体四万円程度の借金をしておるの八〇％。米は供出した、麦は供出した、それ持つて来いというので出したけれども、勘定はなか／＼呉れないというので、子弟の教育或いは嫁入、或いは災害等のために皆借金しておるという状態で、当然政府は利息を拂つてやらなければならぬ。農民は農業協同組合から借金をしておる。その利息を負担しておるのです。それを拂つて貰わないからそれを予算の中に当然計上して貰わなければならぬと私は信じてるのであります、ただ十三條の問題でありますが、「国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により国の支拂を著しく遅延させた」と認めるときは、その職員の任命権者は、その職員に対し懲戒処分をしなければならぬ」という、これは衆議院を通過した案で、これに対して意見を申上げるというのは甚だ申訳ないような気がしますが、職員と雖も病気になる或いは家内が死んだり、子供が死んだり、天災はありますし或いは自分が焼けたら、引越さなければならぬ。家賃が不拂いで以て迫立てを食つて引越したりなんかしておるうちに、少し支拂いが遅れたというふうな場合が幾多の会計官吏の中にはあると思うのであります、こういう場合にはこれは特別にやつてもいいが、過失とか病氣のためとか天災のために遅れたのを、私は処分するのはこれはいいけないと思ひますので、この場合は故意の場合を活かして、過失は削つて頂くという方法に申請をいたしたい、こういうふうにして頂きますが、とにかく

政府は国民が滞納すれば税金をどんだん取るという法律で行つておりますのですが、拂わない場合は当然これに利息を拂つて貰いたい。これが私は民主主義政治だと思ひますので、これにつきまして今の第二條の問題ですが、この二條の問題はそういう工合に御説明賜われれば私はよいと思ひますけれども、政府は五億四万程度の利息を拂うことに対して、目下財政状態が非常に困難であると思ひますかどうか、これをお一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) 先程の米の問題と只今の健康保険の問題は、私も主務大臣の方から、農林省並びに厚生省の方から適當な方に來て頂きまして説明をして頂いた方がよいと思ひます。

○小川友三君 そうですね。

○政府委員(佐藤一郎君) 今の予算の問題は勿論これは支拂うということになりますれば、それだけの程度のもものは政府として当然出す用意はいたしております。

○波多野君 先程から法制局長の言われた問題の重点是、この法律をこのまま通せば予算的な裏付けがないから困るのじやないかということにかかつておるのじやないか、そこで先程から政府側の意見を聞いておるわけですが、成る程健康保険の問題に對しても、米の問題に對しても、厚生省や農林省の方から來て貰つてそのまま通した場合に、後の予算的措置を講じなければならぬという点を明らかにしておいたらいと思ひます。その点が必要でないというならば法制局長の心配される点はなくなるわけですが、一応呼んで頂きたいと思ひます。

小川友三君 それでは今の政府委員の御説明の通り、この問題については特にお願ひしまして、それでこの二條の問題に對して御答弁をお願い申し上げます。

○川上嘉君 今のこの問題とそれから税金の過誤納金の拂戻という問題が相当あると思ひます。この方との均衡問題を今一応御説明して頂きたい。

○政府委員(佐藤一郎君) 現在私そこまで研究いたしております。

○川上嘉君 その研究は非常に必要と思ひます。調査は非常に不十分とか或いはその他いろいろ不合理な面から税金を非常に不適正に課税しておる。それで拂わんでもよい税金を拂つておる。それで異議申立てしてこれは不適正であるということが分つた。それで余分に税金を拂い過ぎた納税者にしてみれば、それでその金を請求しても一年ぐらゐ経たなければ戻つて來ない、納めた金は相當の利息で借りて政府に納めた。その場合に政府は一年間も知らない、誠に泥棒のようなものだ。それと今度の均衡というものは大いに研究する必要があると思ふ。今年の補正予算の中にも過誤納金の拂戻しの大抵五億四というものが計上されておる。こういうふうな往々に国民から金を押上げて無利息で洗用しておる金額は莫大なのである。これとこれらの均衡ということを大いに研究して貰いたいと思ひます。

○衆議院議員(岡野清藏君) これは衆議院でも議論になりましたが政府委員に出て頂きまして話を聞きましたところ、今までそういう過誤拂につきまし

ては予備費の方から拂つておる。それでドツジ予算になりましたから予備費でなしに過誤納金に對しては一定の金額を予算に計上しろということになりまして、確か二十三年度が、これは数字ははつきりいたしません七億ぐらゐ計上されておつたと思ひます。そこで一つのケースが出て來まして七百四ぐらゐの税金に對して一万一千円過誤拂をした。ところがどうしても拂つてくれないというのをこちらの委員会の方に言つて來ましたもので、それから早速我々委員会といたしましては、そういうことはよくないからなんとかが拂つてくれたらどうかと申しましたところ、直接あちらの方に通知して貰ひまして拂われた事実が出て來たのでございまして、そのときの情勢でございまして大体過誤拂が年に七億ぐらゐあるだろうという見込みのために、七億を予算に計上しておつたけれども、もうすでに五億とか七億というものは拂つてしまつて、予算がないから拂えないのだという話がありました。そうしてこれは国民の立場から申しますれば、予算が出してなくつて現に予算以上の金を取つておりながらそれを拂わん、予算がありながら拂わんというのは理窟が合わぬ。そういうことをして貰つちや困るということで、嚴重に我々の委員会から政府の方に反省を促しておるわけでありまして。反省を促しましたところの一つのケースだけは拂つてくれたという事実が出て來てゐることを御報告申し上げます。

○川上嘉君 それは極めて小さい問題ですが、今のお話のね。税金を國民が納める場合には、少し遅れると追徴税、加算税、延滞利息を取られる。追

徴税なんか二年前のを納めるとこの税の方が本税より多くなる。そうして政府が国民に返す場合には、不合理な金を取つたと当然分つてながら返すまでには一年くらいかかる。その間にそれだけの利息をどうしてるか。

「その通りだ」と呼ぶ者あり」

○衆議院議員(岡野清豪君) 利息を付けないければならないのです。ならないのですけれども事実ケースとしましては、利息は予算がないから負けてくれというので、過誤拂だけ返したというわけでは。

○川上憲君 それとこの法律とを睨み合せながら進めて行かなければ大問題です。このために納税思想は悪化して

おる。取るだけ初めに理窟に合わない金を取つてしまつた。それを返さなくちやならないことが分つておるにも拘わらず返すのが大体一年くらいかかる。先程も申上げた通り今度補正予算でも過誤拂が五億くらい組んである。利息まで組めば相当な数にならないけれどもならない。然るにそういつた行き方じや幾ら税制を改革しても何にもならないと思ふのです。

○波多野鼎君 農林省が厚生省から誰か来ますのですか。

○委員長(櫻内辰郎君) 次会に来て貰います。

○波多野鼎君 では次会に延ばします。

○油井賢太郎君 各省の予算が決まつて、その予算に対する支拂というものの財源ですが、そういうものは年何回くらいに分割して組立てるのですか。それとも各省によつて皆それが一々違うのですか、それをちよつとお示し願ひたい。

○政府委員(佐藤一郎君) これは特別の場合もございしますが原則といたしましては年四回に分けてまして、この計画を大蔵大臣に出しまして承認を得ます。

○油井賢太郎君 そこで各省で物品の購入などをする場合に必要なのはちやんと分つていながら、予算がないから内示的に作つておいてくれというふうなことをやつておいて、それで結局その品物を引取つて相当支拂が遅れるがために、各業界がこれ又困つておるというのが現状なんです、そういう点については、何か将来の方策をお立てになつてゐるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これはしばしば支拂の問題にはいろいろ原因がございしますが、只今御指摘になりました契約をする時期と支拂の時期とが非常に長引いておるという問題の際に、まだ財源というものが必ずしもめどがないうちに、早く品物の調達を確保したい余り口約束でもいいからというので、或る一定の見込の下に各省の会計官吏が契約の早物というふうなものをやる場合が非常に多いのでござい

ます。それでこれは本當の会計法の精神からいいますと厳密には違反となるのでございします。会計法の建前から申しますと、契約自体というものは予算の計画の枠の中にすべて盛り込んでなければ、契約をしてはいかんというところになつておつたのであります。ところが特に困難なのはこの終戦処理の關係でございしますが、非常に時期的にも調達を急速に實められるという關係もございまして、しばしばこの原則を破つておる。それから又その他の場合に

て、言い換えれば予算のないのに契約だけを先走り、その結果当然支拂の遅延が招来せられるということがございまして、併し私共も非常に遺憾に思ひまして、最近前国会の会計法の改正の際に、厳密に予算の與えられた枠以上に契約自体をやつてはいかん、契約をやつて支拂だけを枠に合わせるということはいかんという建前の下に、多少不十分でありました法規の改正を行いました。それから尙それに応じて会計検査院等におきまして、特にその問題についての検査を注意して行つていくことに最近いたしております。

○油井賢太郎君 こういう法案が例へば通つても、結局この法案で以て相當罰則規定なんかあつても、政府の係官がそれにひつ掛つてはたまらないというので、品物ができてゐるのを内々に見てそれから改めて契約をするなんというところで、結局この法案はできても精神が何も分らないというふうなことも懸念されるのですが、そういう点については対策を講じておらないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これはまあ仮にこの法律案が出た場合に、どういう運用になるか、却つて實際問題といたしましては契約の時期を遅らす、それから受領証というものを又いよいよ支拂をするときまで待たしておいて、形式を又その時期に合わすというふうな危険が多分なごさいます。従つて果して促進になるかどうかという半面の危険もあるわけでごさいます。が、これらにつきましては極力この運営上の指導による以外に現在いたしましては方法がございせん。会計検査院の検査と各省大臣の運用上の十分

な監督によつて、できるだけそういう弊害のないようにするという心構えでおります。

○木村福八郎君 これは大蔵省ではなくて労働省辺りにお伺ひしたいのですが、こういうふうな支拂遅延に對せる利息をつけるというため、これは官庁關係でなく民間で貸金の遅配、欠配にあつたものに對して、やはり労働省辺にそれに対して利息をつけなければならぬという何かそういう措置を講じないと、又全体としての不均衡ができて来るのではないか、経済秩序の上で。その点はどうでしょう。

○衆議院議員(岡野清豪君) 只今のお説は我々もよく研究いたしました。その上しますと、支拂遅延の利息をつける以上、労働基準法で非常な罰則ができておりました、貸金の支拂が労働基準法に規定しておりますのを遅れかすという場合には、五千円の罰金を課する、遅延どころではない、罰金刑を課せられるというふうなことになるのであります。でございしますから恐らく現行法上は基準法の方が強いことになつております。

それからもう一つ御参考までに申し上げますが、官吏の俸給あたりもこれは職員新給與法の実施に関する法律というものができておりました、これはもう一つ詰りございまして、一年以下の懲役、三万円以下の罰金というふうなことを給料の遅配については規定しております。ですからその方面の御心配はないと私達は考えております。

○木村福八郎君 その法律的にはそういうふうになつておることは今のお話で分りましたが、一つ労働大臣にお伝えをしておいて貰ひたい。實際に賃金の遅配、欠配のためにその法律を適用するケースがあるかどうか。この点を労働大臣にお伝えを願ひたいのです。

○委員長(櫻内辰郎君) 承知いたしました。それでは本案に對しまして御質疑はございせんか。

○川上憲君 次に大蔵大臣にも来て貰ひたいのですがね、この問題について。

○委員長(櫻内辰郎君) それではこの案についての審議は次回に延ばすことにいたします。

○委員長(櫻内辰郎君) それでは次は、薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案についての御審議を願ひたいと存じます。

○小川友三君 本案につきましては、薪炭が大分横流しをしましたが損耗されまして大分赤字が多いのであります。その原因をお伺ひします、政府側に。

○波多野鼎君 ちよつと議事進行について。ここで薪炭特別会計の赤字内容というものが来ておりますが、これを説明をして貰つては始何ですか。それで分るのではありませんか。

○小川友三君 そうですね。

○説明員(佐木義夫君) それでは總体のあれからやります。二枚目の裏に、昭和二十五年から二十三年度總損益計算という表がついておりますからそれから見ても頂きます。昭和十五年から二十三年までには木炭は一千九百五十八トン、それから薪が九千三百五十八万石、瓦斯薪が六十八万九千トン、こういうものを賣つたのであります。それでそ

の仕入の総額がそこに書いてありますところの二百五十七億一千九百万円というところになっております。

○木村禮八郎君 何頁ですか。

○説明員(佐木義夫君) 二枚目の裏です。

○小川友三君 木炭なんて書いてありませんよ。

○説明員(佐木義夫君) 私がそれを補足的に説明しております。

○波多野鼎君 これには木炭とか薪の数量が書いてなくて、金額ばかりが集計して出ていて様子がよく分らない、それも入れて貰わなければ困る。

○小川友三君 政府委員の身柄は。

○説明員(佐木義夫君) 林野庁の業務部長の佐木であります。

○小川友三君 僕は農林大臣かと思つた。(笑聲)

○説明員(佐木義夫君) 数字的のことは……

○小川友三君 いや、あなたの地位です。

○説明員(佐木義夫君) 林野庁の業務部長です、買入の数量につきまして、今日は数字を持って来ておりまして、今日から後刻差上げることにいたします。それで私は数字を持って来ておりますから、大体のところ御説明いたします。

○小川友三君 ゆつくりやつて。あまり早くやつては分らない。

○説明員(佐木義夫君) 昭和二十五年から木炭、薪、瓦斯薪を買入れたのであります、木炭は一千九万……一応金額だけ御説明いたしました。

○波多野鼎君 これじゃ非常に不備です。この資料だけでは。

○小川友三君 明日にしましょう。

○波多野鼎君 金額だけの集計みたいなものを出してもしょうがない。

○小川友三君 この本案につきましては、資料不備のためにこの次の委員会に、資料が揃つてから。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) ではさように決定いたします。

○小川友三君 本案の説明は農林大臣に説明して頂くことにお願いいたします。

○委員長(櫻内辰郎君) この外の案でやはり出て頂きますから……

○委員長(櫻内辰郎君) 今外国為替特別会計法案が出ておりますが、政務次官が来られないそうですから提案理由の説明を聞くわけには参りませんので……それじゃ今見えましたから提案理由の御説明をお願いします。外国為替特別会計法案であります。

○政府委員(水田三喜男君) 外国為替特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようといひます趣旨は、政府の行う外国為替、外国通貨等の売買及びこれに伴う取引に関する経理を他から区別して明確にしようとするものであります。

即ち、理在は、貿易特別会計に外国為替資金を設置し、同資金の運用として外国為替、外国通貨等の売買その他の取引を行つてゐるのであります、今外国為替資金を廃止いたしました、あらたに外国為替特別会計を設置し、外国為替等の売拂代金、外国為替銀行に対する貸付金の償還金及び附属雑収入等をもつて歳入とし、外国為替等の買収代金、外国為替銀行に対する

貸付金、外国為替の管理に要する事務取扱費等をもつて歳出とし、政府の行う外国為替、外国通貨等の売買及びこれに伴う取引に関する経理の全体を明らかにすることとしたし、これに伴う所要の措置を規定したそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

なにとぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○小川友三君 ちよつと政務次官にお伺いしますが、ドル買いという言葉があるのですけれども、ポンド買いという言葉もありまして、政府はこの提案理由によりまして、外国の何か売買をするという点ですが、どのくらいの利益があるのですか、先ず利益の面から示して頂きたいのですが。

○委員長(櫻内辰郎君) 小川さんちよつとお話いたしますが、この担当官の方が見えておりませんので次回にして貰いたいというお話ですが。

○小川友三君 そうですか。

○波多野鼎君 先程の薪炭特別会計の資料の要求を改めてしたので、おられますか農林省の方は……

○委員長(櫻内辰郎君) 今帰りました、政務次官から……

○波多野鼎君 この出した資料を見ますと、二十三年度までは全部総括的な金額の資料しか出ていない、総括的なものしか出ていないのですが、数量の資料を是非出して貰いたい、各年度別に、そしてここに一、二ページしか読んでいないのだが、それを見ただけでも、例えば最初のページの評価益の計算やら、実際の損失の計算やらいろいろ

出ておりますが、この基礎となる数字が一つも出ていない、計しか出してない、これじゃ意味をなさない。尚読んで行けばいろいろ要求しなければならぬものもあるかと思ひます。差當つて気のついた点を申し上げます。

○小川友三君 今の外国為替特別会計法案の提出の理由説明を政務次官から承りまして、本員のちよつとしたお伺いに対しましては政務次官が答弁できないような提案理由説明では困るのですが、大体水田政務次官は相当経済が明るい政務次官だと思ひますので、かいつまんで政務次官の御答弁できる範囲の御質問をしたのですが、それに対しても政府委員が来てからというのですが、提案理由の説明を少くとも国会に於ては、概括的な質問に對して概括的な答弁のでき得ることと私は固く信じておりますが、政務次官は本案提出に當りまして外国通貨を政府が売買をやるというこの重要な課題に對しまして、御答弁ができる筈と思ひますけれども、如何でございますか。(笑聲)再質問を提出いたします。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと今どういふ質問をなすつたのですか。

○小川友三君 速記録を見て下さい。(笑聲) 只今本員のお伺いに対しまして、政務次官は黙つていらつしやいますけれども、お分りにならないならばならないと、或いは分るならば分るよう御答弁を要求いたします。

○油井賢太郎君 この法案に對して資料の要求をしたいと思ひますが、この四月から今日までの貿易特別会計の内訳明細を至急お出し願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) 最近の実績というお話ですね。

○油井賢太郎君 ええ実績、それから見込表、来年の三月まで。

○政府委員(佐藤一郎君) 予算ですわ。

○油井賢太郎君 実績と予算、両方です。

○木村禮八郎君 これは二十五年年度予算には特別会計として出ておりますか。

○政府委員(水田三喜男君) 出ております。

○委員長(櫻内辰郎君) 今小川君の質問に對しては。

○政府委員(水田三喜男君) 甚だ申訳ないのですが、ちよつと聞き損なつたのですが、今日は提案理由の説明で、この次に質問ということで、資料も何も持つて来ませんでしたので、この次統一してゆつくりお答えいたしたいと思ひます。

○小川友三君 少くとも大蔵政務次官が外国通貨の売買を提案するこの法案に對しまして、この外国通貨の売買ということは極めて重大なことで、これに對しましては、まあ大蔵政務次官も御多忙ですから、後日の委員会において資料を御提出というお言葉ですが、それは賛成いたしますが少くともこういう重大問題に對しては大蔵政務次官は当時財政通なんですから、概略的な御記憶を賜りたいと思ひます。本員はよく知つておりますが、説明すると私が政府委員になつてしましますから質問は保留いたします。又次の日にいたします。(笑聲)

○委員長(櫻内辰郎君) この際御報告を申し上げます。明日の税に

開する公聴会の公述人でありませんが、時間がなかつた關係上五人だけ、七人お願ひであつたのでありますけれども、お二人から今日出席ができないと御通知がありましたので五人になつたのであります。それを御報告申上げて御了解願ひつて置きます。

奥正助君日本繊維協議会理事長、西野嘉一郎君東芝製作所事務、徳島米三郎君全財執行委員、豊田雅幸君日本中小企業通商会長、保田豊農復興會議事務部長、これだけの方が決定いたしましたので、明日の公聴会に公述して頂くことになりましたから、さよう御承知を願ひまして御承認を願ひます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 櫻内 辰郎君
理事 渡多野 鼎君
黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼紋十郎君

委員

西川甚五郎君
木内 四郎君
油井賢太郎君
小林米三郎君
小室山常吉君
高橋龍太郎君
川上 嘉君
木村福八郎君
米倉 龍也君
小川 友三君

衆議院議員
政府支拂促進に関する
特別委員長 岡野 清豪君

政府委員
大蔵政務次官 水田三喜男君
大蔵事務官(主計局法規課長) 佐藤 一郎君

法制局側
法制局長 奥野 健一君
説明員 佐木 義夫君

農林技官(林野庁業務部長)

十一月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、外国為替特別会計法案

外国為替特別会計法案

(設置)

第一條 外国為替等(外国為替、外国通貨及びこれに準ずるもの、金銀地金並びに外国通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証書及び帳簿を含む。)及び債権をいう。以下同じ。)の売買及びこれに伴う取引に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理及び運営)

第二條 この会計は、外国為替管理委員会を所轄する内閣総理大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

2 内閣総理大臣は、外国為替管理委員会をしてこの会計の運営を行わしめる。

第三條 外国為替管理委員会は、外国為替の売買及びこれに伴う取引の会計に属する外国為替を外国為替銀行(外国為替銀行の臨時措置

等)に関する政令 昭和二十四年政令第三百五十三号)に規定する外国為替銀行をいう。)及び外国にある外国銀行で大臣の指定するもの(以下「外国為替銀行等」と総称する。)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越の契約に基づく場合を含む。以下本項中同じ。)、又はこの会計に属する現金(本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。))を外国為替銀行等に預入し、若しくは貸し付けることができる。

2 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担で外国為替銀行等から外国為替の預入を受け、若しくは借り入れ(借越の契約に基づく場合を含む。)、又は外国為替手形の引受若しくは外国為替銀行等の外国為替等に係る債務の保証をし、又、この会計の負担で外国為替銀行等から現金の預入を受け、若しくは借越の契約に基づいて借り入れることができる。

3 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるときは、この会計の負担で外国為替銀行等から外国為替等の寄託を受け、又は外国為替銀行等に外国為替等を寄託することができる。

(資本)
第四條 この会計においては、この法律施行の際外国為替資金に属していた資産の額からこれに属していた負債の額を控除した額、第五條の規定により貿易特別会計から繰り入れる金額及び附則第四項の

規定によりこの会計に属するものとされる外国為替等に係る権利義務について権利の額から義務の額を控除した額に相当する金額の合計額を資本とする。

(歳入及び歳出)

第五條 この会計においては、外国為替等の売却代金、貿易特別会計からの繰入金、第三條第一項の規定による現金の貸付金の償還金、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の発行による収入金並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、外国為替等の買取代金、第三條第一項の規定による現金の貸付金、一時借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金、事務取扱費、事務委託費並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

2 第三條第一項の規定による現金の預金及びその拂戻金並びに同條第二項の規定による現金の預り金及びその拂戻金は、この会計の歳入又は歳出とみなして経理するものとする。

3 第一項に規定する貿易特別会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、同特別会計からこの会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)

第六條 内閣総理大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 前前年度の対借対照表、損益計算書及び財生目録

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 当該年度の外国為替等の売買及びこれに伴う取引の計画

(歳入歳出予算の区分)

第七條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項に規定する書類を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第九條 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

(剰余金の繰入)

第十條 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(外国為替等の価格の改定)

第十一條 この会計において保有する外国為替等の価格は、毎会計年度三月三十一日において外国為替

相場(外国為替管理法に基く外国為替相場取極に關する命令(昭和十六年大蔵省令第七十九号)第一條の規定により大蔵大臣が指定する外国為替相場をいい、金銀地金については物価統制令(昭和二十一年勅令第十八号)に規定する統制額とする。)により改定するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十二條 内閣総理大臣は、毎會計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

(余剰金の預入並びに一時借入金及び融通証券)

第十四條 この會計において支拂上現金に余剰があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2 この會計において支拂上現金に不足があるときは、この會計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

第七部 大蔵委員会會議録第七号

昭和二十四年十一月二十一日【參議院】

担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

5 前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

(起債、償還等の事務)

第十五條 前條の規定による一時借入金、借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(國債整理基金特別會計への繰入)

第十六條 第十四條の規定による一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に關する諸費の支出に必要な金額並びに同條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金は、毎會計年度、國債整理基金特別會計に繰り入れなければならない。

(會計の運営に關する事務の委託)

第十七條 外国為替管理委員會は、この會計の運営に關する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、外国為替管理委員會は、外国為替等の買取

及びこれに伴う取引上必要な資金を日本銀行に交付することができる。

3 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支について適用する。

(支出未済額の繰越)

第十八條 この會計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(金銀地金の取得)

第十九條 この會計において取得する金銀地金は、外国為替の取引上必要なものに限る。

(実施規定)

第二十條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

金に屬していた資産及び負債は、この會計に歸屬するものとする。

3 前項の規定によりこの會計に歸屬する資産のうち、現金については、この會計の昭和二十四年度の歳入に組み入れ、外国為替銀行に對する預金については、拂戻の都度この會計の歳入に組み入れるものとする。

4 連合國最高司令官總司令部の勅令に屬する外国為替等に係る權利義務でその經理を政府に移管されたものについては、政令の定めるところにより、この會計に屬するものとして取り扱う。

5 貿易特別會計法(昭和二十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「米國對日援助物資の取得及び処分並びに外國為替等(外國為替、外國通貨並びに外國通貨並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証券及び帳簿を含む。))及び債権をいう。」以下同じ。に對する運用等」を「並びに米國對日援助物資の取得及び処分」に改める。

第二條但書を削る。

第三條中「清算勘定に区分し、且つ、外國為替等に運用する等のため、この會計に外國為替資金を置く」を「清算勘定に区分する。」に改める。

第四條第一項中「この勘定において取得した外國為替等」の下に「外國為替、外國通貨並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証券及び帳簿を含む。))及び債権をいう。以下同じ。」を

加え、「外國為替資金への繰入金」を「外國為替特別會計への繰入金」に改める。

第五條中「(外國為替資金の管理に係るものを除く。))を削る。

第六條の二及び第十條の二を削る。

第十二條第二項第三号から第五号までを削る。

6 外國為替資金設置の日から同資金廃止の日までの分に係る改正前の貿易特別會計法第十二條第二項第三号から第五号までに規定する書類は、外國為替特別會計の昭和二十四年度の歳入歳出決算に添附するものとする。

7 外國為替資金廃止の際改正前の貿易特別會計法第六條の二第二項の規定により同資金補足のため繰替使用していた國庫余剰金は、第十四條第二項の規定により外國為替特別會計の負担において借り入れた一時借入金とみなし、当該一時借入金の償還金は、外國為替特別會計の歳出とする。

8 金、外國通貨及び外貨表示証券の買上に関する政令(昭和二十四年政令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

(買上を行う會計)

第六條 第一條及び前條の規定による買上は、外國為替特別會計において行う。

9 外國為替銀行の臨時措置等に關する政令の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「貿易特別會計法(昭和二十四年法律第四十一号)

に規定する外国為替資金(以下「外国為替資金」という。)を「外国為替特別会計」に、同條第二項及び第十條第一項中「外国為替資金を「外国為替特別会計」に改める。

10 外国為替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「日本銀行の負担とする。」を「日本銀行の負担とすることが出来る。」に改める。

十二月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、超過供出に対する課税及び桑園の二重課税撤廃の請願(第三百四十九号)

一、所得税調査委員制度設定に関する請願(第三百五十四号)

一、豪風雨被害者に対する税金減免の請願(第四百八号)

一、国民金融公庫拡充に関する請願(第四百一十一号)

一、鹿兒島県下の豪風雨による、災たばこ耕作農家の被災補償金増額の請願(第四百十八号)

一、所得税の同居家族合算申告制廃止に関する請願(第四百四十号)

一、運動用品の物品税撤廃に関する請願(第四百四十一号)

一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願(第四百四十四号)

一、家庭用ふるおけの物品税撤廃に関する請願(第四百五十三号)

一、国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願(第四百六十六号)

一、昭和二十四年政令第二百六十四号中一部改正に関する請願(第四百六十七号)

一、国民金融公庫拡充に関する請願(第四百七十七号)

一、ミシン類の物品税撤廃に関する請願(第四百七十八号)

一、家庭用ふるおけの物品税撤廃に関する請願(第四百七十九号)

一、きせるの物品税撤廃に関する請願(第四百八号)

一、けしき用品の物品税引下げ等に関する請願(第四百八号)

一、マツチの物品税撤廃に関する請願(第四百二十四号)

一、地方公共団体需用の揮発油取引税免除に関する陳情(第二十七号)

一、戦災都市の火災保険料率変更に関する陳情(第四十一号)

第三百四十九号 昭和二十四年十一月二日受理

超過供出に対する課税および桑園の二重課税撤廃の請願

請願者 三重県宇治山田市議会 議長 小久保久吉

紹介議員 木下辰雄君

超過供出に対して課税することは農家の生産意欲をさまたげ、食糧増産の見地からまことに遺憾である。またわが国経済再建上極めて重要な繭の生産に対してもその課税方法は桑園所得と繭の生産所得の双方に課税しているの生産者にとつては二重の負担となつてゐるから、両税を撤廃せられたいとの請願。

第三百五十四号 昭和二十四年十一月二日受理

所得税調査委員制度設定に関する請願

請願者 三重県宇治山田市議会

紹介議員 岡元義人君

所得税については現在同居家族合算申告の制度がとられてゐるが、これ

開始されたが、資本金が余りにも僅少であり、また業務所の無い地方ではその恩恵に浴することができないので、有名無実期待はつれの感と與えてゐるから、資本金を増強して貸付金を増加し、業務所を増設して地域的不平等な取扱を是正せられたいとの請願。

第四百十八号 昭和二十四年十一月七日受理

鹿兒島県下の豪風雨による災たばこ耕作農家の被災補償金増額の請願

請願者 鹿兒島市役所内 鹿兒島市町村議会議長 岩切重秀

紹介議員 島津忠彦君

鹿兒島県を中心にして来襲したデラ、フェイ両台風による人畜、農作物、家屋、耕地土木等その被害は極めて広範囲かつじん大であるから、その被害者に対する課税については個人別に調査の上実状に即した減免の処置を早急講じられたいとの請願。

第四百一十一号 昭和二十四年十一月七日受理

所得税の同居家族合算申告制廃止に関する請願

請願者 東京都台東区上野公園不忍池畔旧博覧会場ビル婦人経済連盟内 竹内壽恵

紹介議員 櫻内辰郎君

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡八日市町 宇金尾 滋賀県たばこ耕作組合連合会長 小堀三郎

第四百四十四号 昭和二十四年十一月八日受理

運動用品の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都港区芝虎ノ門六城南会館全国運動用品商工連合内 松井繁雄 外七名

紹介議員 大隈信幸君

平和国家を建設して中外に宣明する近道は、スポーツの振興、スポーツによる外交が第一であるが、現行の物品税においては運動用品は三割の課税対象となつてゐるため、業者は資本の効率的活用を減殺されて運動用品の質的改良をさまたげられてゐる。また高率課税によりスポーツの発達にいちじるしくさまたげられてゐるから、運動用品に対する物品税を全面的に撤廃せられたいとの請願。

第四百四十四号 昭和二十四年十一月八日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡八日市町 宇金尾 滋賀県たばこ耕作組合連合会長 小堀三郎

紹介議員 大隈信幸君

平和国家を建設して中外に宣明する近道は、スポーツの振興、スポーツによる外交が第一であるが、現行の物品税においては運動用品は三割の課税対象となつてゐるため、業者は資本の効率的活用を減殺されて運動用品の質的改良をさまたげられてゐる。また高率課税によりスポーツの発達にいちじるしくさまたげられてゐるから、運動用品に対する物品税を全面的に撤廃せられたいとの請願。

第四百四十四号 昭和二十四年十一月八日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡八日市町 宇金尾 滋賀県たばこ耕作組合連合会長 小堀三郎

紹介議員 西川甚五郎君

政府はたばこの民営移管を計画中の由であるが、これは原料の買付等において、生産費を無視した取引が行われる虞もあるので長年伝統的な生産に従事している耕作農民にとっては、不利益な点が多いから、民営移管を取り止められたいとの請願。

第四百五十三号

昭和二十四年十一月九日受理
家庭用ふろおけの物品税撤廃に関する請願(一通)

請願者 埼玉県大宮市大字大宮一、二九三 全国おけ工業会物品税請願委員会内 浅井伊助外七十四名

紹介議員 小川友三君

現在大住宅に取付けの浴そうで大型ボイラーを用いタイル張りで炊事、手洗等を兼ねた設備をしたものが課税の対象になつていないのに、一般家庭用ふろおけに対してのみ百分の三十課税されているのは不合理であり、また家庭用は、決してぜい沢品ではなく必需品であるから保健衛生、経済等の面からも本税を撤廃せられたいとの請願。

第四百六十六号

昭和二十四年十一月九日受理
国家公務員共済組合法中一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内三ノ一 佐藤安政外十一名

紹介議員 細川嘉六君 中野重治君

国家公務員法共済組合法は、政府職

第七部 大蔵委員会会議録第七号

昭和二十四年十一月二十一日【参議院】

員の保障制度を確立し、住宅その他の福利厚生充実を図るためのものであるが、その内容充実には幾多不合理な点があるから、(一)国庫負担金の増額、(二)各種給付金の引上げと給付範囲の拡充制限の撤廃、(三)運営の民主化、(四)長期給付と恩給との差別待遇撤廃等の処置を採られたいとの請願。

第四百六十七号

昭和二十四年十一月九日受理
昭和二十四年政令第二百六十四号中一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内三ノ一 佐藤安政外十一名

紹介議員 中野重治君 細川嘉六君

昭和二十四年政令第二百六十四号(昭和二十四年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令)は、手当支給額の算出方法に種々不合理な点が多く、退職者の利益は充分に保護されておらない実情であるから、すみやかに一部の改正を行われたいとの請願。

第四百七十号

昭和二十四年十一月九日受理
国民金融公庫拡充に関する請願

請願者 宮崎市別府町更生会館内 宮崎県更生事業推進会内 境大和外十八名

紹介議員 岡元義人君

この請願の趣旨は、第四百一十一号と同じである。

第四百七十八号

昭和二十四年十一月九日受理
ミシン類の物品税撤廃に関する請願

請願者 岡山市岩田町六五 岡山県ミシン商工業協同組合理事長 村下豊三郎外十二名

紹介議員 中野重治君

生活必需品であるミシン類の物品税は、二割という高率で戦時中制定されたまま依然として現存しているが、衣服生活の急変した今日においては、これが撤廃は業者はもとより国民全般の熱望するところであるから、ミシン類の物品税を撤廃せられたいとの請願。

第五百六号

昭和二十四年十一月十日受理
家庭用ふろおけの物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都江戸川区江戸川区東小松川三丁目三〇二八 全国おけ工業会物品税請願委員会 倉前伊勢吉外六名

紹介議員 岡本愛祐君

この請願の趣旨は、第四百五十三号と同じである。

第五百七号

昭和二十四年十一月十日受理
きせるの物品税免税に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡燕町会きせる商工業協同組合理事長 南波藤吉

紹介議員 北村一男君

たばこは国民の嗜好品であり、きざみたばこは、たばこ常用者にとつて負担軽減の唯一の方法であるから、

きせるは必需品としての性質を多分に有しており、また、見返り物資として海外に輸出される現況でもあるから、中小商工業の発展のため、きせるの物品税を免税せられたいとの請願。

第五百八号

昭和二十四年十一月十日受理
化しう品の物品税引下げ等に関する請願

請願者 東京都千代田区富士見町三ノ一 井田友平外二十三名

紹介議員 松島喜作君 櫻内辰郎君

シャンプー、洗粉等のけしう品は、石鹼同様日用品必需品であるばかりでなく、保健衛生上欠くことのできないものであり、またけしう品工業は医薬品と同じく薬事法の適用を受けている等の点にかんがみ、シャンプーおよび洗粉は無税、クリール、ボマード、髪油は十パーセント、その他のけしう品は二十パーセントに、それぞれ物品税を引き下げられたい。なお物品税は消費者が負担すべき税でありながら業者が立替拂をなしているものであるから、現行納期を九十日に延長せられたいとの請願。

第五百二十四号

昭和二十四年十一月十日受理
マッチの物品税撤廃に関する請願

請願者 神戸市生田区北長狭通五ノ一九ノ四 社団法人日本マッチ工業会理事長 森一郎

紹介議員 小畑哲夫君

シヤワブ勧告案によれば、物品税の内第二種物品(マッチを含む)については、「勧告するに充分な検討を行うことができなかった」として今後の問題に残されたのであるが、マッチは生活必需品であるので、配給統制の撤廃と物品税の増額により、脱税マッチが横行し、また脱税業者はダンピングを行い、市場を混乱せしめ、不公正な競争を現出している。そのため旧来の正常なる納税業者は極めて困窮し、マッチ輸出に対する障害となつていから、マッチの物品税を撤廃せられたいとの請願。

第二十七号

昭和二十四年十一月二日受理
地方公共団体需用の揮発油引取税免除に関する陳情

陳情者 愛知県一宮市議会議長 中西竹太

昭和二十四年四月法律第四十四号揮発油税法により揮発油引取に対する税を新設せられたため、地方公共団体における支出は多額を要するに至つた。しかし、市町村の揮発油消費面を見ると、主として消防または清掃面に多くの揮発油を使用している。これらは単に市町村の事業ばかりでなく国家的事業であるから、地方公共団体需用の揮発油に対しては全面的に課税を免除せられるよう同法を改正せられたいとの陳情。

第四十一号

昭和二十四年十一月二日受理
戦災都市の火災保険料率変更に関する陳情

陳情者 愛知県一宮市議会議長 中西竹太

戦災都市の火災保険料率は、仮建築の理由で昭和二十二年十一月から不当に高率の保険料を課せられているが、今や戦災地は都市計画の進行、消防組織の拡充強化、防火建築規則の施行、準防火地区の指定等火災防止の態勢は確立せられ、戦災都市の安全度はいよいよ向上し、非戦災都市と区別する理由を認められなから、非戦災都市と同率に引き下げられたいとの情陳。